

平成 26 年 12 月 1 日
近畿総合通信局

近畿地域におけるラジオの強靱化

－民放ラジオ難聴解消支援事業の交付を決定－

総務省は、本日、平成 26 年度予算による「無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）」の交付決定をしました。
これを受けて、近畿管内では、以下の自治体が整備を実施し、民間放送事業者が免許手続き等を経た後、FM 方式による AM ラジオ放送の補完を行うこととなります。

【交付決定の概要】

団体名	事業費（千円）	補助金額（千円）	事業概要
和歌山県	158,992	79,496	FM 方式による AM ラジオの補完 中継局を整備

- 無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）
国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備を支援する事業で、その概要は別紙のとおりです。

<関連資料>

- 報道資料 26 年 7 月 4 日「無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）に係る提案の公募」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000103.html

連絡先：放送部 放送課（担当：武藤、橘）
電話：06-6942-8566

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備を支援。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。

2 スキーム (補助金)

(1) 事業主体

民間ラジオ放送事業者、自治体等

(2) 補助対象

難聴対策としての中継局整備

(3) 補助率

- ・地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
- ・都市型難聴 1/2

